

青森みちのくリフォームローン 金利引下げ条件

2025年1月1日現在

【ステップ1】

	引下げ条件
(1)	当行で住宅ローンまたは消費者ローンをご契約中の方
(2)	あおもり移住倶楽部会員の方

適用条件	引下げ幅
いずれかに該当する方	年▲1.60%

【ステップ2】 ※ステップ1に該当しない方

	引下げ条件
(1)	当行で給与振込・年金振込をご指定の方
(2)	当行でカードローンを契約中の方
(3)	青森みちのくVISAカード、青森みちのくVISAデビットカードのいずれかをご契約中の方
(4)	当行でインターネットバンキングを契約中の方
(5)	・太陽光発電設備工事をされる方 ・リフォームに使用する木材のうち40%以上が青森県産材 ・バリアフリー改築・エコ・省エネ等の環境配慮型設備関連のリフォームをされる方
(6)	扶養家族となる20歳未満のお子さまが2人以上いらっしゃる方
(7)	同居・近居支援（青森県内）※
(8)	「地方公共団体等に認定された企業」へお勤めの方（対象企業は窓口でお問い合わせください）
(9)	移住者支援（県外から青森県へ異動し、5年以内の方）

適用条件	引下げ幅
(1)～(9) いずれか2項目以上に該当する方	年▲1.60%
(1)～(9) いずれか1項目に該当する方	年▲0.80%
対象のお取引が無い方	—

※【同居支援】…青森県内にお住まいの方で、2世代以上の家族関係が住民票および戸籍謄本等で確認でき、同一または隣接敷地内に住居を有していることが確認できる場合。

※【近居支援】…青森県内にお住まいの方で、2世代以上の家族関係が住民票および戸籍謄本等で確認でき、双方が同一市町村に住居を有していることが確認できる場合。